

大学院医学研究科修士課程運営委員会規程

最終改正 平成28年4月1日

第1条 大学院医学研究科修士課程運営委員会（以下「委員会」という。）は、奈良県立医科大学大学院医学研究科修士課程に関する協議を行う。

第2条 委員会は、医学研究科長及び委員4名をもって構成する。

第3条 委員（医学研究科長を除く。）は教育研究審議会の審議に基づき学長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充するものとする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4条 委員会の委員長は、医学研究科長をもって充てる。

2 委員会の副委員長は委員長が指名する。

第5条 委員会は委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第6条 委員会は、次の事項について協議する。

一 大学院医学研究科修士課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 授業科目編成に関すること。

四 大学院医学研究科修士課程学生の福利厚生に関すること。

五 その他大学院医学研究科修士課程の学事に関すること。

第7条 委員会は、必要に応じ部会をおくことができる。なお、部会については、学長が別に定める。

第8条 委員会の庶務は、教育支援課において行う。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。